

ジオキャッシングに関する行動規範

(目的)

第1条 この行動規範は、日本ジオパークネットワーク(Japanese Geoparks Network、以下「JGN」という。))を構成する日本ジオパーク認定地域及び日本ジオパーク認定を目指す地域(本行動規範に賛同する地域に限る、以下「対象地域」という。)におけるゲームアプリ・ジオキャッシングの利用等に関する行動規範を定めるものである。

(ジオキャッシングの定義)

第2条 ジオキャッシング(Geocaching、以下「ゲーム」という。)は、衛星測位システム(GNSS)を利用した宝探しを目的とするゲームのことである。Groundspeak Inc.(米国)等がサポートし、2022年現在では全世界に300万個以上のキャッシュ(宝箱にみたてた容器)が存在し、600万人以上のエンドユーザー(以下「プレイヤー」という。)がいると言われている。

(法令及びモラル等の遵守)

第3条 プレイヤーは、対象地域内でゲームを利用するときは、日本国内で定められた法令及び条例等を遵守し、世界的な倫理観及び道徳意識を逸脱しないよう適切に行動しなければならない。

2 プレイヤー及びJGN並びに対象地域事務局は、Groundspeak Inc.等の理念を踏まえた上で、不正行為の防止に努めるものとする。

(キャッシュの設置)

第4条 対象地域事務局は、本行動規範の順守を条件として、次の各号に定める対象地域内の物件にプレイヤーがキャッシュを設置することを許可する。

- (1) ジオパークの解説板及び標柱、案内標識等
- (2) ジオパークに係る屋外展示(オブジェクト)等
- (3) その他対象地域事務局が許可するもの

2 キャッシュは、周辺の景観や自然環境に配慮した天然素材を優先して使用し作成すること。特に、海洋汚染等の原因となるプラスチック製品は、極力使用しないよう努めるとともに、ゲームを通じてゴミ収集活動を促進させるキャッシュ・イン・トラッシュ・アウト(CITO)の理念をプレイヤーと共有すること。

3 キャッシュを設置する場合は、解説板等の物件が損傷しないよう十分に注意すること。なお、キャッシュ設置による物件の汚損及び破損等については、設置者が原状復旧又は損害賠償の責任を負うものとする。

4 キャッシュの維持管理は、原則として設置者が行うこと。

5 キャッシュ設置が原因となるトラブルが発生した場合は、原則として設置者が対応すること。

(周知)

第5条 JGN及び対象地域事務局は、ゲーム及び本行動規範をウェブサイトに掲載する等、可能な限り周知に努めるものとする。

2 この行動規範に変更が生じた場合は、速やかにウェブサイトに掲載する等、可能な限り周知に努めるものとする。

(本行動規範の有効期間)

第6条 本行動規範の有効期間は、特に定めのない限り、前条規定の周知が行われている期間とする。

(その他)

第7条 この行動規範に定めのない事項については、必要に応じて、JGN、対象地域事務局、有志ジオキャッシングコミュニティ「G社ジオパーク部」及び日本地理学会・日本地図学会担当者等関係者が協議し定めるものとする。

2022年3月10日

特定非営利活動法人
日本ジオパークネットワーク
理事長 米田 徹

本行動規範に賛同する地域

北海道 三笠ジオパーク
三笠ジオパーク推進協議会
会長 三笠市長 西城 賢 策

秋田県 ゆざわジオパーク
湯沢市ジオパーク推進協議会
会長 湯沢市長 佐藤 一 夫

千葉県 銚子ジオパーク
銚子ジオパーク推進協議会
会長 銚子市長 越川 信 一

新潟県 糸魚川ジオパーク
糸魚川ジオパーク協議会
会長 糸魚川市長 米田 徹

島根県 隠岐ジオパーク
一般社団法人
隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会
理事長 隠岐の島町長 池田 高世偉

鹿児島県 三島村・鬼界カルデラジオパーク
三島村ジオパーク推進連絡協議会
会長 三島村長 大山 辰 夫